

令和8年度愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告募集要項

1 趣旨

この要項は、給与等（期末・勤勉手当）の支給に併せて、県が職員に提供する給与等支給明細書閲覧サービス（以下「給与WEB明細書」という。）に対して、愛媛県広告事業実施要綱に基づく歳入型広告事業（以下「広告事業」という。）を募集する際に必要な事項を定めるものとする。

2 募集する広告事業の概要等

(1) 広告事業の件名

愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告事業

(2) 広告掲載期間及び登録対象者数

ア 広告掲載期間

令和8年4月15日～令和9年3月31日

上記期間中に、給与12回（毎月）、期末・勤勉手当2回（6月・12月）及び改定差額（支給の必要がある場合のみ）

なお、給与等の支給日及び主な行事は、次のとおり。

【給与等の支給日】

区分	支給日	摘要
給与	毎月21日	支給日が土日又は祝日の場合は、その前日
6月期末・勤勉手当	6月30日	
12月期末・勤勉手当	12月10日	
改定差額	別途定める日	

【主な行事】

月	支給回数（回）	主な行事
令和8年4月	1	新年度
令和8年5月	1	大型連休（GW）
令和8年6月	2	期末勤勉手当支給
令和8年7月	1	夏季休暇取得可能期間
令和8年8月	1	夏季休暇取得可能期間
令和8年9月	1	夏季休暇取得可能期間
令和8年10月	1	夏季休暇取得可能期間
令和8年11月	1	
令和8年12月	2又は3	期末勤勉手当支給、年末調整
令和9年1月	1	新年
令和9年2月	1	
令和9年3月	1	年度末

イ 登録対象者数

約26,000人

(知事部局・諸局、愛媛県議会議員、小中高等学校、警察本部、公営企業管理局職員及び会計年度任用職員の合計)

(3) 広告事業内容

広告の掲載を希望する民間事業者（以下「広告主」という。）は、愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載要領及び愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載仕様書に基づき、指定する電子ファイルにより県に提出する。県は、提出された電子ファイルを職員に提供する給与WEB明細書に広告として掲載する。

3 契約の方法

愛媛県会計規則第 147 条に基づき複数の者から見積書を徴する方法（以下「見積合わせ」という。）による。

4 見積合わせに参加する者に必要な資格

見積合わせに参加する者に必要な資格は、広告を業とする者と広告を業としない者とに区分して、次のとおりとする。

(1) 民間事業者で広告を業とする者に必要な資格

令和 8～10 年度愛媛県製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する見込みのある業者で、次のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 愛媛県広告事業実施要綱第 4 条第 3 項及び愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第 2 条の規定に該当しない者であること。

ウ 広告代理業務について 3 年以上の営業年数を有すること。

エ 愛媛県内に本社または支店・支所を有すること。

(2) 民間事業者で広告を業としない者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

ア 愛媛県広告事業実施要綱第 4 条第 3 項及び愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第 2 条の規定に該当しない者であること。

イ 事業者として 3 年以上の営業年数を有すること。

ウ 愛媛県内に本社または支店・支所を有すること。

5 募集期間及び見積書の提出

(1) 募集期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）から同年 3 月 26 日（木）まで。

(2) 見積書の提出

ア 応募者は、次により見積書（別記様式）を直接又は郵送により県に提出しなければならない。電送による提出は、認めない。

(ア) 提出期限：令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと

(イ) 提出先：松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁本館 2 階

愛媛県総務部総務管理局 行政経営課 総務事務管理室

イ 応募者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

ウ 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

※契約書は、書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（電子契約）が可能。電子契約を希望する場合は、別紙「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載のうえ、見積書と併せて送付すること。

5 採用者の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、採用者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の見積書を提出した者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。
- (4) 採用者を決定したときは、速やかに、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び住所並びに採用額を、採用者とされなかった応募者に通知するものとする。
- (5) 採用者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、県の指示により契約書（別添契約書(案)参照）の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

7 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱（平成17年12月28日制定）、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱（平成18年5月30日制定）、愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載要領（令和5年9月22日制定）、仕様書及び契約書(案)等を熟読し、遵守すること。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。

8 給与WEB明細書への広告掲載に関するお問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部総務管理局行政経営課 総務事務管理室 給与支給グループ

電話：089-912-2777（直通）

電子メールアドレス soumujimukanri@pref.ehime.lg.jp

見 積 書

愛媛県知事 中村時広 様

令和 年 月 日

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

印

下記のとおり見積りいたします。

百	十	万	千	百	十	円

内 訳

品 名	金 額	摘 要
給与等支給明細書閲覧 サービス広告料(令和8年度)		
消費税及び地方消費税 (10%)		